

# 重要事項説明書

(令和8年4月1日現在)

社会福祉法人 周南市社会福祉事業団  
つづみ園居宅介護支援事業所

居宅介護支援の提供開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業所が利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業所概要

法人種別・名称	社会福祉法人 周南市社会福祉事業団
所在地	周南市瀬戸見町12番30号
代表者氏名	理事長 岩崎哲司
電話番号	(0834) 34-8881
FAX番号	(0834) 29-3174

## 2 利用者の担当事業所概要

名称	つづみ園居宅介護支援事業所
所在地	周南市瀬戸見町12番30号(特別養護老人ホームつづみ園1階)
管理者氏名	松田 俊也
電話番号	(0834) 28-7058
FAX番号	(0834) 28-7061
通常の事業の実施地域	周南市内の区域。但し、特に必要な場合はこの限りにあらず。
介護保険事業者番号	3570500029

## 3 利用者の担当事業所の職員の職種、人数及び職務内容

職種	人数	職務内容
管理者	常勤 1名	・介護支援専門員その他の従事者の管理、指導 ・その他本事業の業務の統括
介護支援専門員	常勤 4名以上 (内1名は管理者兼務)	・居宅サービス計画の作成及び関係機関との連絡調整 ・その他運営方針に基づく業務 ・給付管理票の提出、介護報酬の請求等
事務職員	常勤1名 (兼務)	・書類整理等

## 4 利用者の担当事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ~ 土曜日 (但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日~12月31日、1月2日、1月3日を除く。)
営業時間	午前8時30分 ~ 午後5時15分

注) 24時間、必要に応じて電話により連絡可能な体制を確保しています。

## 5 介護支援専門員

利用者を担当する介護支援専門員は、 \_\_\_\_\_ です。

介護保険に関することは、何でもお気軽にご相談ください。

## 6 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供します。
事業の運営方針	可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。 心身の状況に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行います。

## 7 居宅介護支援の概要、提供方法及び料金

居宅介護支援の内容	提 供 方 法	基 本 料 金 (1ヶ月)
居宅サービス計画の作成	利用者の希望、解決すべき課題等を把握し、提供されるサービスの目標、達成時期等を盛り込んだ居宅サービス計画を作成します。	要介護1・2 10,985円 要介護3～5
居宅サービス事業者との連絡調整	計画の目標にそってサービスが提供されるよう、居宅サービス事業者との連絡調整を行います。	14,273円 介護保険が適用される場合、
経過観察・評価	利用者、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況の把握等を行います。利用者の状態について、定期的に再評価を行います。	当料金は1ヶ月単位で介護保険から直接、
要介護認定の協力、援助	認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が、円滑に行われるよう協力します。利用者が希望されれば、認定の申請を代わって行います。	当事業所に給付されますので、 <b>利用者の負担はありません。</b>
公正中立なケアマネジメントの提供	居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めるとことや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。 ※ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から当事業所のケアプランに位置づけられた訪問介護、通所介護地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。	

## 8 秘密保持

事業所に従事する者及び従事する者が退職後も、正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。

事業所は、利用者またはその家族から文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いません。同意についての文章は、『個人情報使用に関する同意書』をもって充てるものとします。

## 9 事故発生時の対応

事業所は、居宅介護支援の提供に伴い事故が発生した場合には、事故の状況に応じて関係機関または医療機関等に速やかに連絡し必要な措置をとります。

## 10 損害賠償

事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 11 虐待の発生及び通報

事業所は、利用者に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告し、その後すみやかな解決に努めます。

## 12 感染症対策の強化

事業者は、普段から対策を実施するとともに、感染症予防と感染症発生時に迅速で適切な対応に努めます。

